○総務省告示第三百七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十八年九月三十日

総務大臣　山本　早苗

(一)　政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党福岡県衆議院比例区第一支部	西川　京子	二七、一〇、二八
日本のこころを大切にする党衆議院比例近畿ブロック第一支部	三宅　博	二八、五、三一

(二)　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
石原結實の会	石原　結實	二八、三、三一
維新徹龍會	川田　健吾	二八、八、三
唐木徳子中国地方本部後援会	末武　晃	二八、七、二七
司誠社思想研究塾新日本天風会	岡沢　直紀	二三、一二、三一
真風会	宮本　忠夫	一七、一二、三一
政治結社皇國誠嵐社	兼本　勝志	二一、八、一
政治結社皇誠社	細田　政一	二八、六、七
政治結社天祐同志會京都本部	稲里　勝	二八、七、一九
大日本玉政會天皇侍従皇道帝神會	堀込　寿也	二八、七、一二
東京正風会	若林　正俊	二八、七、二二
なかよしの党	鈴木　弘子	二八、七、二五
日本国策評議会	榎本　茂	二八、七、六
日本保育推進連盟	谷垣　禎一	二八、四、三〇
日本流通振興機構	石原　教宏	二八、六、一
真鍋たけし後援会	真鍋　健	二八、六、一

○総務省告示第三百七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十八年九月三十日

総務大臣　山本　早苗

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類　名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
島村　大	参議院議員　島村大後援会	神奈川県横浜市保土ケ谷区神戸町一三四	二四、八、二二

○総務省告示第三百七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十八年九月三十日

総務大臣　山本　早苗

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
岡　明彦	岡明彦を応援する会	主たる事務所の所在地	愛知県名古屋市緑区西神の倉二―九〇四	愛知県名古屋市西区浅間二―七―二三	二八、三、三一
佐藤　香	佐藤かおりともにあゆむ会	主たる事務所の所在地	東京都文京区本郷一―三五―二	東京都新宿区四谷二―一一	二八、七、一二
田中　茂	国際国家日本研究会	主たる事務所の所在地	東京都世田谷区新町三―一六―	東京都千代田区永田町二―一―	二八、七、一五
直嶋　正行	パラダイムチェンジを進める会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区内神田三―四―	東京都千代田区永田町二―一―	二八、七、二六
中山　成彬	成山会	公職の種類	参議院議員	衆議院議員	二七、一、一五
はたともこ	はたともこ後援会	主たる事務所の所在地	東京都中央区明石町六―一三	東京都世田谷区桜丘二―八―一	二八、八、四
山田　太郎	山田太郎事務所	主たる事務所の所在地	東京都大田区千鳥一―一五―一	東京都千代田区永田町二―一―	二八、七、二六
渡辺　喜美	温故知新の会	公職の種類	参議院議員	衆議院議員	二八、六、二二

○総務省告示第三百八十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十八年九月三十日

総務大臣　山本　早苗

法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
石原　結實	石原結實の会	二八、三、三一
江田　五月	全国江田五月会	二八、七、二六
岸　宏一	高志会	二八、七、二五
津田弥太郎	全国製造基盤フォーラム	二八、七、二六
直嶋　正行	パラダイムチェンジを進める会	二八、七、二六
鳩山　邦夫	新声会	二八、六、二一
真鍋　健	真鍋たけし後援会	二八、六、一

○外務省告示第三百七十九号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び平成二十八年外務省告示第三百四十七号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第一二六七号、第一九八八号、第一九八九号及び第二二五三号に基づき設立された各理事会委員会が平成二十八年九月六日及び九月七日に行った決定等に基づき、同理事会決議第一二六七号4（b）、第一三三三号8（c）、第一三九〇号2（a）、第一九八八号1（a）、第一九八九号1（a）、第二二五三号2（a）及び第二二五五号1（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を別表のとおり改正する。

平成二十八年九月三十日

外務大臣　岸田　文雄

別表の4.、6.、16.、23.、43.、68.、83.、90.、94.、97.、109.、116.、127.、144.及び717.を次のように改正する。